

大統領演説は想定範囲内、市場の関心は予算教書へ －トランプ大統領は、国防費増額、減税、インフラ投資を強調－

当レポートの主な内容

- ① 米国のトランプ大統領は、2月28日の演説で国防費の増額、減税、インフラ投資を強く訴えましたが、内容は想定範囲内であり、詳細については予算教書を確認する必要があると考えます。
- ② 国境税などを含めた通商政策の不透明感が、輸出関連株などの上値を抑える可能性があるものの、米国経済の上振れ期待は継続するとみられ、日本株やドル円相場の下支え要因になると考えられます。

トランプ大統領は減税やインフラ投資を改めて強調

米国で2月28日の午後9時頃（日本時間の3月1日午前11時頃）から、上下両院合同本会議での演説が行われました。トランプ大統領は、安全保障について国防費拡大の方針を示したほか、メキシコとの国境の壁建設を改めて表明しました。一方、市場関係者が注目していた経済政策については、法人税率を引き下げ、米国企業の競争力を高めるとしたほか、インフラ投資について、道路、橋、空港、鉄道などへ1兆ドル規模を投じるとするなど、改めて積極的に取り組む意向を示しました（図表1）。

米国経済の上振れ期待が相場の下支えに

1日の東京市場では、米国の利上げ観測の高まりを背景にドル高円安となったことを受けて、株式市場は上昇して始まりました。その後、大統領の演説を受けて一段高の動きとなりました（図表2）。

今回の演説の内容は、総じて、事前の想定範囲内のものと考えられますが、大統領選で掲げた選挙公約を実現しようとするトランプ氏の姿勢が改めて示されており、経済政策への市場参加者の期待が継続したことが相場の支援材料になったと考えられます。

ただ、国防費の増額や減税、インフラ投資へ積極的に取り組む姿勢は示されたものの、財源等を含めた詳細については、なお、不透明なままと思われます。政策を評価するには、3月13日前後になるとみられる予算教書を確認する必要があります。

当面の国内株式市場では、国境税などを含めた通商政策の行方が不透明であることが、輸出関連株などの上値を抑えるものの、米国経済の上振れ期待は継続し、底堅い動きになるものと考えられます。

図表1 トランプ大統領 上下両院合同本会議演説のポイント

安全保障

- 防衛予算の歴史的な増加を議会に求める
- 同盟国は国防費の公平な負担をするべき
- メキシコとの国境に壁を建設すると改めて表明

経済政策

- 法人税を減らし、中間所得者層向けに大規模な減税を実施
- 道路、橋、トンネル、空港、鉄道などのインフラに投資
- 民間資金と公的資金による1兆ドルのインフラ投資

その他

- 石炭産業の規制を廃止
- オバマケア（医療保険制度改革法）を撤廃
- 薬価の引き下げが必要

（出所）各種報道より岡三アセットマネジメント作成

図表2 日経平均株価と円相場（対米ドル）の推移



以上（作成：投資情報部）

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担
 ；純資産総額×実質上限年率2.052%（税抜1.90%）
 ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
監査費用：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）
 ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
 ※監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社
 事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号
 加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

カスタマーサービス部 フリーダイヤル **0120-048-214**（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）